

＜資料提供＞
平成 26 年 10 月 28 日
環境政策課
担当者 田丸
内線 4219
外線 076-225-1463

北陸新幹線鉄道騒音に係る環境基準の類型を当てはめる地域の指定について

石川県では、北陸新幹線の富山県境から能美市・小松市境までの区間、計 42.4 km について、生活環境を保全し、人の健康を保護する上で維持することが望ましい基準となる「新幹線鉄道騒音に係る環境基準」の類型を指定し、県公報で告示しました。

なお、地域類型指定図は、県及び関係市町で縦覧できますが、県環境政策課ホームページからも閲覧することができます。

1. 環境基準の類型を当てはめる地域の指定（平成 26 年 10 月 28 日付け石川県公報）

(1) 告示区間

区 間		今回の指定
① 白山総合車両基地 ～能美市・小松市境	10.8 km	新たに指定
② 富山県境 ～白山総合車両基地 (平成 19 年 12 月告示)	31.6 km	指定後の土地利用の状況の変化を踏まえて、一部見直し

上記①、②の計 42.4 km の区間について、あわせて告示

(2) 地域類型当てはめの範囲

新幹線鉄道の軌道中心から両側 300m の範囲において、国が示した「新幹線鉄道騒音に係る環境基準の類型を当てはめる地域の指定に係る法定受託事務の処理基準」に基づき、土地の利用状況に応じ、生活環境を保全し、人の健康を保護する上で維持することが望ましい騒音レベルを設定しております。

- ・ I 類型（70 デシベル以下） 住居地域
- ・ II 類型（75 デシベル以下） 商工業地域
- ・ 類型なし 山林、河川、農地など

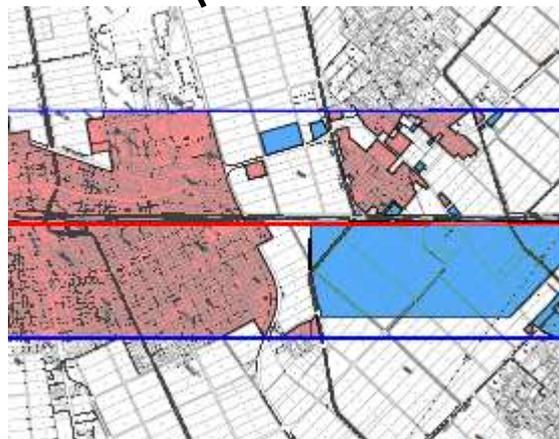
※図面は、県環境部環境政策課のほか、津幡町、金沢市、野々市市、白山市、川北町、能美市、小松市の環境担当課で縦覧できます。

2. 新幹線騒音に係る環境基準の地域類型指定図のインターネットによる公表
10月28日から県ホームページに掲載する。

石川県環境部環境政策課

<http://www.pref.ishikawa.lg.jp/kankyo/index.html>

掲載内容のイメージ



【凡例】 ■: I類型 ■: II類型

(告示に係る正式な図面は、県及び市町関係課の縦覧図面によります。)